

茂原市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令新旧対照表

改正後	現 行
<p><u>第4条 削除</u></p> <p>(議案の提出)</p> <p>第14条 教育委員会に提出しようとする案件は、主管課で原案を作成し、特別の理由がある場合を除き、あらかじめ教育総務課長に送付しなければならない。</p> <p>(起案)</p> <p>第32条 事務局の職員は、その担当事務について処理すべき事案があるときは、直ちに起案用紙によりその処分案を起案し、起案者自ら署名押印し上司の決裁を受けなければならない。ただし、軽易な事件はその文書の欄外に朱書若しくは付せんで起案し、又は定例であつて理由を記載する必要のないものは、帳簿によつて回議することができる。</p>	<p><u>(部長、課長会議)</u></p> <p><u>第4条 部長、課長会議は、教育長が招集し、次に掲げる事項について審議し、課及び教育機関の事務の連絡調整を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 教育委員会の議案の原案の作成に関すること。ただし、秘密に属するものを除く。</u></p> <p><u>(2) 事務局及び教育機関の事業の計画及び立案に関すること。</u></p> <p><u>(3) 市の負担金及び補助金の配分の方針に関すること。</u></p> <p><u>(4) 前各号に掲げるもののほか、教育行政上重要事項で教育長が必要と認めるもの。</u></p> <p>(議案の提出)</p> <p>第14条 教育委員会に提出しようとする案件は、主管課で原案を作成し、特別の理由がある場合を除き、あらかじめ教育総務課長に送付しなければならない。</p> <p><u>2 前項に規定する原案の作成に当たつては主管課長は秘密を要するものを除き、あらかじめ教育総務課長の審査を経て、部長、課長会議に付議しなければならない。</u></p> <p>(起案)</p> <p>第32条 事務局の職員は、その担当事務について処理すべき事案があるときは、直ちに起案用紙 <u>(別記第1号様式)</u> によりその処分案を起案し、起案者自ら署名押印し上司の決裁を受けなければならない。ただし、軽易な事件はその文書の欄外に朱書若しくは付せんで起案し、又は定例であつて理由を記載する必要のないものは、帳簿によつて回議することができる。</p>

改正後						現 行					
2 前項の起案は、事務職員、技術職員又は指導主事がこれにあたるものとする。ただし、課長が特に命じた場合はこの限りでない。						2 前項の起案は、事務職員、技術職員又は指導主事がこれにあたるものとする。ただし、課長が特に命じた場合はこの限りでない。					
3 <u>起案用紙の様式は、市長部局の例による。</u>											
別表第2 個別専決事項 (略)						別表第2 個別専決事項 (略)					
機 関 名	専決事項	教育長	部長	中央公民 館長	館長	機 関 名	専決事項	教育長	部長	中央公民 館長	館長
本 納 公 民 館 ・ 鶴 枝 公 民 館	1 使用の許可、使用許可の取消し及び使用制限				○	本 納 公 民 館 ・ 鶴 枝 公 民 館	1 使用の許可、使用許可の取消し及び使用制限				○
	2 使用料の徴収、減免及び還付				○		2 使用料の徴収、減免及び還付				○
	3 入館の制限				○			3 入館の制限			
施 設 名	専決事項	教育長	部長	館長	施 設 名	<u>専決事項</u>	<u>教育長</u>	<u>部長</u>	<u>館長</u>		
東 部 台 文 化 会 館	1 使用の許可、使用許可の取消し及び使用制限			○	市 民 会 館	<u>1 使用の許可、使用許可の取消し及び使用制限</u>			○		
	2 使用料の徴収、減免及び還付			○		<u>2 使用料の徴収、減免及び還付</u>			○		
	3 入館の制限			○		<u>3 入館の制限</u>			○		

改正後	現 行				
		4 特別設備の設置の許可			○
	施 設 名	専決事項	教育長	部長	館長
	東 部 台 文 化 会	1 使用の許可、使用許可の 取消し及び使用制限			○
	館	2 使用料の徴収、減免及び 還付 3 入館の制限			○ ○

附 則（平成X年X月X日茂原市教育委員会訓令第X号）
この訓令は、平成31年4月1日から施行する。